

取締役報酬等としての株式の無償発行の取扱い、検討—ASBJ

去る5月14日、企業会計基準委員会では第433回企業会計基準委員会を開催した。5月15日にASBJが公表した資料によると、主な内容は次のとおり。

金利指標改革

金利指標改革に起因する会計上の論点における実務対応報告公開草案の文案等について審議が行われた。5月28日の親委員会で公表議決を行い、6月初旬の公表を目指す方向。

取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しない株式の発行等

改正会社法の公布に伴い、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合の会計処理について、5月12日に行われた第128回実務対応専門委員会における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

事務局から、取締役の報酬等としての株式の無償発行の費用の認識や測定については、企業会計基準8号「ストック・オプション等に関する会計基準」を

準用することが適当である、との基本的な考え方が示された。

時価算定会計基準における投資信託の時価の算定

企業会計基準30号「時価算定に関する会計基準」等公表時に、公表後おおむね1年をかけて検討を行うこととされている、投資信託の時価の算定について審議が行われた。

事務局から、非上場のため市場価格が存在しておらず、かつ解約に関する何らかの制限があり、時価算定日における基準価格で解約できない投資信託につ

国際会計

概念FWへの参照のIFRS3号「企業結合」の修正、公表—IASB

去る5月14日、IASBは、「概念フレームワークへの参照—IFRS3号『企業結合』の修正」(Reference to the Conceptual Framework—Amendments to IFRS3) (以下、「本修正」という)を公表した。本修正は、2019年5

月14日、IASBは、「概念フレームワークへの参照—IFRS3号『企業結合』の修正」(Reference to the Conceptual Framework—Amendments to IFRS3) (以下、「本修正」という)を公表した。本修正は、2019年5

いては、その解約の制限に市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある場合に、一定の条件を満たせば、実務上の便法を認める等の提案が示された。

継続企業の前提の判断規程

新規テーマとされていた「財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規程の作成」について、開発を行ううえでは既存の基準を参考とすることを前提としていたが、既存の会計基準を参考として開発を継続することは難しい状況であるため、開発中のテーマから除外する提案が事務局から示された。委員から特段の反対意見は聞かれず、提案は承認された。

事務局から、非上場のため市場価格が存在しておらず、かつ解約に関する何らかの制限があり、時価算定日における基準価格で解約できない投資信託につ

国際会計

使用前の収益に関するIAS16号「有形固定資産」の修正、公表—IASB

去る5月14日、IASBは、IAS16号「有形固定資産」の基準書を修正する「IAS16号の修正」(以下、「本修正」という)を公表した。

本修正により、経営者が意図

て決定される。2018年に財務報告の概念フレームワーク (Conceptual Framework for Financial Reporting) (以下、「2018年フレームワーク」という) が公表され、資産および負債の定義が変更された後も、IFRS3号は以前の概念フレームワークを参照している。本修正は、参照先を2018年フレームワークへ変更することを中心に、図表の修正を行っている。

to the Conceptual Framework in IFRS Standards) に含まれるすべての修正を適用することを条件として認められる。

(図表) 修正内容と理由

	修正	修正の理由
修正1	IFRS3号における参照先を、2018年フレームワークに置き換える。	2018年フレームワークとIFRS3号の整合性を向上させる。
修正2	ただし、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の適用対象である負債および偶発負債は、IAS37号およびIFRIC21号「賦課金」に基づいて認識を行う。	2018年フレームワークに基づくことで生じ得る当初認識後の損益 (day 2 losses and gains) を排除し、現行のIFRS3号の認識規程を維持する。
修正3	偶発資産の認識を禁止する記述をIFRS3号の結論の基礎から基準書本文に移す。	偶発資産の認識の禁止をより明示的にする。

した方法で資産を稼働可能にするために必要な場所および状態に置くまでの間に生産された物品の売却から生じる収入を、有形固定資産 (PPE) 項目の取得原価から控除されることとはな

くなる。つまり、当該物品の売却から生じる収入および当該項目を生産するコストは、純損益に認識されることになる。

この際には、IAS2号「棚卸資産」の既存の測定の規定を適用し、有形固定資産（PPE）項目が使用可能になる前に生産された項目のコストを識別し、測定することが求められる。また、企業の通常の活動の過程で生産される項目の販売に関連する追加的な特定の表示および開示の規定は定められていない。一方で、

企業通常の活動の過程で生産されない項目の販売に関連する追加的な開示が求められている。

本修正の適用初年度に表示される最も古い期間の期首以後に使用可能となった有形固定資産（PPE）項目に対してのみ、本修正を遡及的に適用することが求められる。また、初度適用企業に対しては、移行措置は提供されていない。

本修正は、2022年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。

国際会計

不利な契約に関するIAS37号の修正、公表——IASB

去る5月14日、IASBは、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の基準書を修正する「IAS37号の修正」(以下、「本修正」という)を公表した。

本修正は契約が不利かどうか、すなわち損失を生じさせるかどうかを評価する際に、どのコストを含めるべきなのかを明確にすることが目的とされ、IAS37号が修正されている。

本修正におけるコストの範囲では、直接関連するコストに基づくアプローチが採用されている。これは、財またはサービスを提供する契約に直接関連するコストには、増分コスト(たとえば、直接労務費や直接材料費)および、契約活動に直接関連するコストの配分額(たとえば、契約の履行に使用された設備の減価償却費、契約管理および監督のコスト)の両方が含まれるということである。一般管理費は、契約に基づき相手方に明示的に請求可能である場合を除き、契約に直接関係しないため、直接関連するコストには含

ポジティブ・メンタルヘルス

息遣い、気遣い、言葉遣い

メンタルクリエイト 江口 毅

仕事の風景が様変わりしたという人が少なくないと思います。特に在宅勤務の人は、ビデオ通話やチャットなどの機能を使用した仕事の進め方に代わりました。そのような変化に対して、すぐに適応できる人もいれば、いまだに戸惑いや抵抗を感じている人もいます。

ですが、いずれ慣れますから心配りりません。ただ、苦手なことを二気に覚えるのはエネルギーを消耗するので、流れに身を任せながら少しずつ機能を覚えていくくらいの姿勢でよいでしょう。

4つ目は、変化における違和感のみつめることです。たとえばビデオ通話をしたときの違和感、自身の気持ちをみつめるためにも、今求められている「コミュニケーションの方法を考えるうえで、筆者の場合、違和感として「息遣いの感じられない」を感じました。目の前に人がいないと息遣いが感じられないから難しいと思いました。そこで大事なのが、「だからビデオ通話がダメだ」と決めつけるのではなく、「では、息遣いのなさを感じるときに、筆者の場合、息遣いのなさをカバーするために、対面しているとき以上の「気遣い」と「言葉遣い」(丁寧な言葉選びや誤解のない伝え方)が必要だと考えました。

人間は元来変化に弱いものです。切符がICカードに代われば寂しさを感じ、現金がキャッシュレスに代われば抵抗感を感じ、職場がペーパーレスに代われば戸惑いを感じ、職場のルールが変われば以前のほうがよかったと感じる。いずれも時間の経過とともに慣れていくものですが、最初は変化に対して否定的な感情を抱きがちです。新型コロナウイルス感染症に伴う仕事の進め方の変化に対しても同様でしょう。本稿では、今の変化に対する気の持ち方について、4つのポイントを述べたいと思います。

3つ目は、変化を受け入れようという気持ちを持つことです。レジリエンス(逆境に負けないしなやかな力)を獲得するための方法の1つとして、「変化を受け入れること」が挙げられます。今までのやり方に固執しないで、「世の中は変わっていくものだ」という諸行無常の姿勢で物事に臨むことが、私たちの変化に対する気持ちを落ち着かせます。無理に言い聞かせるといっても、「そういうものだから仕方ない」というものだから仕方ない

「息遣い、気遣い、言葉遣い」

まず、オンライン化に対して苦手を意識を持ち過ぎないことです。私たちは、1人1台のPC、スマートフォン、ノートPCやタブレットなどの環境の変化に少しずつ慣れてきました。今回は急な変化なので苦手意識が強くなりがち

息遣いのなさをカバーするために、筆者の場合、息遣いのなさをカバーするために、対面しているとき以上の「気遣い」と「言葉遣い」(丁寧な言葉選びや誤解のない伝え方)が必要だと考えました。

新型コロナウイルス感染症が終息した後、多少の揺り戻しはあるでしょうが、在宅勤務やオンライン化は進んでいくでしょう。そのとき、上手に変化を受け入れると同時に、新たなコミュニケーションにおける注意点を踏まえて行動できるビジネスパーソンになりたいものです。

まれない。

本修正は、IAS 37号の明確化を図り、同基準の首尾一貫した適用が確保されるようにする

国際会計

2018―2020年の年次改善、公表 ―IASB

去る5月14日、IASBは、「IFRS基準の年次改善(2018年―2020年)〔以下、「基準の修正」という〕を公表した。

基準の修正により、次の項目が修正されている。

子会社のIFRS初度適用

〔IFRS1号〕「IFRSの初度適用」の修正

親会社が先にIFRSを適用し、後日子会社がIFRSを適用する際には、子会社の為替換算調整勘定は、親会社のIFRS移行日に基づいて親会社が報告した金額を基礎として測定することができるようになった。当該修正の内容は、関連会社および共同支配企業に対しても認められる。

金融負債の認識の中止に対する「10%テスト」に含まれる

手数料〔IFRS9号〕「金融

商品」の修正

条件変更等がされた金融負債

ことが意図されている。

本修正は2022年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用は認められる。

公正価値測定における課税

〔IAS41号〕「農業」の修正

IAS 41号における資産の公正価値を測定する際に、課税に係るキャッシュ・フローを含めないことを定めるIAS 41号22項の定めを削除した。

適用関係

前記の適用時期については、2022年1月1日以後開始する事業年度にIFRS1号、IFRS9号およびIAS41号の修正を適用することが求められる。早期適用も認められている。

随する設例13の修正

IFRS 16号に付随する設例13において、賃借設備改良に関

国際会計

取得または処分事業の開示に関する修正、公表 ―SEC

去る5月21日、SECは、「取得または処分した事業についての開示要求」に関する規則S-Xの修正を公表した。制定から30年以上経過している規則S-Xの修正は、他の関連する規則の修正とともに行われた。

現行の規則では、重要な事業

する貸手から借手への支払の例

示を削除している。これは、IFRS 16号の適用時に、リース・インセンティブの取扱いに関する混乱が生じることを回避するためのものである。

(significant business) を取得した場合、SECの登録者は取得事業の監査済み個別財務諸表と取得前の未監査の期中財務諸表の提供を要求され、提供すべき財務諸表の年数は、登録者にとっての取得の重要性に依存している。また、登録者と取得(ま

経理用語の豆知識



新型コロナウイルス感染症と実地棚卸の立会

監査人は、棚卸資産が財務諸表において重要である場合には、棚卸資産の実在性と状態について十分かつ適切な監査証拠を入手するため、実務的に不可能でない限り実地棚卸の立会を実施することが要求されており、立会に関して被監査会社の理解と協力を得ることが重要である。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響で、監査人が被監査会社から実地棚卸の立会を取りやめることを要請される場合も想定される。監査人は、実地棚卸の立会を実施することが実質的に不可能な場合には、代替的な監査手続を実施しなければならないが、個々の状況を踏まえて慎重に検討する必要がある。

たとえば、実地棚卸日以前に取得または購入した特定の棚卸品目について、実地棚卸日後に販売されたことを示す記録や文書を開覧するなどの代替的な監査手続によって十分な監査証拠を入手することができる。

たは処分事業の活動を合計(または控除)した未監査の仮の財務情報 (pro forma financial information) の提供が要求される。

今回の修正の主な概要は次のとおりである。

① 重要な事業を決定するためのテスト (重要性テスト) を更新する

・登録者の「関連する投資額」と「全世界時価総額」を比較する投資テストの改訂

・利益テストに収入要素を追加

・仮の財務情報の使用の拡大
② 取得事業の財務諸表は直近2年のみ要求される

③ 特定の状況ではIFRSの使用またはIFRSへの調整を認める

④ 仮の財務情報の要求について、情報の内容と関係性を改善する

修正は2021年1月1日から効力を発するが、それより早期の準備は認められる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年5月15日	法務省令37号 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令	法務省	ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項の範囲を拡大するもの。できる限り早期にウェブ開示を開始する、準備ができ次第速やかにウェブ開示について記載した書面を株主に送付する等、株主の利益に配慮すべき旨が明らかにされている。 http://www.moj.go.jp/content/001319873.pdf	2020年6月1日号 情報ダイジェスト
2020年5月21日	新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について	金融庁	財務情報・非財務情報において、コロナ禍の影響を具体的に開示することが強く期待される旨、および、これらは有報レビューの対象になる旨が示されている。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200521/01.pdf	2020年6月1日号 Viewpoint 今号ホット・イシュー

金融

「銀行の銀行」よりも「政府の銀行」の重要性

日銀は5月22日、臨時の金融政策決定会合を開催し、日銀による新たな資金供給手段として約30兆円を追加することを決定した。

前回4月の会合では、①C.P.社債等買入れの増額、②新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの拡充、③国債のさらなる積極的な買入れが決められた。その際、さらなる中小企業の資金繰り支援のため、政府による支援制度も踏まえた新たな資金供給手段の検討を、議長が執行部に指示していた。今回はその具体策が発表されたものである。

名称も、日銀による企業の資金繰り支援策として、①・②とあわせ「新型コロナウイルス対応資金繰り支援特別プログラム」（総枠約75兆円）とすることが決まった。期間1年以内、利率ゼロ%で貸付を行い、利用残高に相当する日銀当座預金へ+0.1%を付利することとしている。開始時期は6月中となっている。この制度融資を対象に資金供給

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する経済対策のなかで、特に重要なのは政府による財政支出であると考えられる。自然災害などに比べると感染拡大の影響は長く続くことが予想され、短期の融資では十分であるとの見方が強い。このため、昨今話題となっている官民ファンドによる中小企業向け資本注入にも注目が集まる。

給を始める以前にも、通常の融資を対象とした資金供給は開始されている。全国銀行協会が発表した数字をみても、4月に入って全国銀行の貸出金残高は都市銀行を中心に前年同月末比で伸び率が4%と大きくなっていく（速報ベース）。日銀としては、この動きを特に中小企業向けを中心に後押ししたい、という意図があるとみられている。

緊急事態宣言の段階的な解除を受け、経済回復に対する期待が高まりつつある。株式市場は宣言解除を当初予定より早くになると予想していたのか、5月の株価は堅調に推移してきた。日経平均は中旬から2万円台が定着、3月の最安値から半値戻しを達成した。この間、大幅に悪化した景気指標、予想を大きく下回った企業収益の発表が相次いだ、株価はさしたる反応を示さなかった。

証券

世界的な経済活動の再開で株価堅調

株式市場では景気や企業業績の悪化に失望して大きく売るよりも、感染症の治療薬、予防ワクチンの開発が期待されるベンチャー企業株を買うという形で、市場ムードの悪化が防がれてきたとの見方もある。

経済活動はこれから緩やかな回復過程に入っていくと期待されるが、実は欧米先進国、中国、韓国、台湾など近隣諸国は日本より一足早くこうした状態に入っている。5月の株価が堅調

に推移したのは日本だけではなく、世界同時株高であったとみられることもできる。このため、世界経済の底は、月単位で見ると4月であったとの声もあがる。

5月22日、中国で開かれた全中国人民代表大会で香港国家安全法を制定すると決定し、香港では大規模な反対デモが行われた。これによって5月22日の香港の株価は暴落、他のアジア市場も連れ安状態となった。

日本政府は新型コロナウイルス感染症が十分封じ込められたと判断してから経済活動再開を決定したとされるが、欧米先進国のなかには、感染拡大が止まったとはいえない段階で再開に踏み切った国もある。そうした国々では今後の感染再拡大に対する懸念が払拭されていない。

一方途上国では、感染拡大が早まっているとみられる国もある。特にブラジル、インドといった大国の動向に注目が集まる。世界の経済活動が徐々に正常化されていくため世界同時株高も続く、と楽観視する見方もある。しかし依然として不安材料は多く、6月はどうなるかわからないといった先行きを懸念する声も広がっている。